

広島県教育委員会訓令第七号

県立学校

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十三日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令

改正する訓令

広島県立学校職員の標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（平成二十八年広島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(標準職務遂行能力) 第三条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 別表第一の四の項に掲げる職務に係る職制上の段階の標準的な職の標準職務遂行能力は、別表第五の上欄に掲げる標準的な職ことに、同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>				<p>(標準職務遂行能力) 第三条 (略) 2・3 (略)</p>			
職務の種類 (略)	職制上の段階 (略)	標準的な職 (略)		職務の種類 (略)	職制上の段階 (略)	標準的な職 (略)	
三 行政職 (四の項に掲げる職務を除く。)	(略)	(略)		三 行政職	(略)	(略)	
四 行政職 (学校司書)	一 主幹学校司書の属する職制上の段階	主幹学校司書					
	二 主任学校司書の属する職制上の段階	主任学校司書					
	三 学校司書の属する職制上の段階	学校司書					

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

別表第五（第三条関係）

標準的な職	主幹学校司書 主任学校司書 学校司書
標準職務遂行能力	<p>一 学校図書に関する専門的知識・技能を有し、生徒の学習支援や学校図書管理等を適切に行うことができる。</p> <p>二 組織の一員として、学校経営目標の達成に向け、担当する校務を適切に遂行することができる。</p>

附 則

この教育委員会訓令は、令和二年四月一日から施行する。